

証券コード 4080

平成29年6月8日

株 主 各 位

福井県福井市白方町45字砂浜割5番10

# 株式会社田中化学研究所

代表取締役 社長執行役員 田中 保

## 第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後5時5分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 平成29年6月23日（金曜日）午前10時                            |
| 2. 場 所          | 福井県福井市宝永3丁目1-1<br>福井県国際交流会館 B1 多目的ホール           |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第61期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）<br>事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項            |   |
| 第1号議案           | 定款の一部変更の件                                       |
| 第2号議案           | 取締役5名選任の件                                       |
| 第3号議案           | 補欠監査役1名選任の件                                     |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tanaka-chem.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会終了後、株主の皆様との懇親会を予定しておりますので、この機会に当社に対する理解を深めていただきたいと存じます。

(提供書面)

## 事業報告

(自 平成28年4月1日)  
(至 平成29年3月31日)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における二次電池業界は、グローバルベースでは中国市場において大気汚染への改善対応から環境対応車用途が市場の成長を牽引し、中長期的には定置用蓄電池用途を含め、より成長が見込まれる市場への対応として各国の政策や各企業の設備・研究開発投資などの動きが活発化しております。

このような市場環境の中、当社の販売数量は第2四半期までは堅調に伸張してきたものの、第3四半期会計期間において韓国及び中国向けの輸出が急激かつ大幅に減少いたしました。これらは主要顧客が大規模クレームの影響により大幅な生産調整を余儀なくされたこと、及び中国国内の環境対応車関連の補助金政策の影響を受け、関連顧客からの受注量見直しの影響が出ております。また、第4四半期会計期間は一部において受注回復がみられたものの第2四半期までの勢いはなく当社全体の販売数量は、前事業年度比で5.3%の増加に留まりました。

以上の結果、売上高13,254百万円（前事業年度比13.2%減）、営業損失406百万円（前事業年度は営業損失301百万円）、経常損失654百万円（前事業年度は経常損失574百万円）、当期純損失は640百万円（前事業年度は当期純利益312百万円）となりました。

主要な品目別の概況は以下のとおりであります。なお、当社は二次電池事業の単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

「リチウムイオン電池向け製品」

前事業年度比で5.1%の減少となりました。用途別の増減は次のとおりであります。

- ・民生用途は、主要顧客からの大幅な受注調整の影響を受けて、前事業年度比で0.2%の増加に留まりました。

- ・環境対応車用途は、新規顧客への販売が順調に推移しておりましたが中国国内の補助金政策の影響を受けた顧客からの受注量見直しの影響を受けて、前事業年度比で14.6%の減少となりました。

「ニッケル水素電池向け製品」

前事業年度比で41.0%の増加となりました。用途別の増減は次のとおりであります。

- ・民生用途は販売数量自体、他の製品分野と比較すると限定的ではありますが海外顧客からの受注量が継続して増加しており、前事業年度比で45.6%の増加となりました。
- ・環境対応車用途は、主要顧客の一過性の受注減少が終了したことにより、前事業年度比で39.0%の増加となりました。

なお、当事業年度の期末配当につきましては、繰越利益剰余金がマイナスであることを勧告し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。

(ご参考)

(ニッケル国際相場：円貨換算)

(単位：円/kg)

	4～6月平均	7～9月平均	10～12月平均	1～3月平均
平成29年3月期	962	1,062	1,194	1,179
平成28年3月期	1,594	1,299	1,154	990

(コバルト国際相場：円貨換算)

(単位：円/kg)

	4～6月平均	7～9月平均	10～12月平均	1～3月平均
平成29年3月期	2,646	2,810	3,360	5,244
平成28年3月期	3,727	3,674	3,119	2,780

※ニッケル LME (ロンドン金属取引所) 月次平均×TTS月次平均

コバルト LMB (ロンドン発行メタルブリテン誌) 月次平均×TTS月次平均

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は196百万円で、生産能力及び生産効率改善対応の設備を中心に投資を行いました。その主なものは次のとおりです。

リチウムイオン電池向け製品生産設備	121百万円	研究開発設備	15百万円
ニッケル水素電池向け製品生産設備	10百万円		

③ 資金調達の状況

当社は、平成28年10月31日を払込期日として、住友化学株式会社（以下「住友化学」といいます。）を割当先とした第三者割当による新株式の発行を実施し、総額6,573百万円の資金調達を行いました。

また、平成29年3月31日付で既存借入金（総額7,018百万円）を返済し、新たに総額3,000百万円の借入れ及びコミットメントライン（総額2,000百万円）の設定を行いました。期末日現在、同コミットメントライン契約による資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	第58期 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	第59期 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	第60期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	第61期(当期) （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
売上高(百万円)	10,660	12,384	15,266	13,254
当期純利益又は当 期純損失(△)(百万円)	△715	△2,663	312	△640
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△51円62銭	△188円95銭	21円5銭	△33円33銭
総資産(百万円)	16,534	14,633	12,465	13,798
純資産(百万円)	3,803	1,610	1,815	7,753
1株当たり純資産額	273円65銭	108円46銭	122円27銭	305円87銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して計算しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社の主たるマーケットである二次電池市場は中長期的には需要拡大が見込まれている中、足元ではグローバルベースでの材料メーカー間で競争が激化しております。この結果、当社は平成24年3月期以降6期連続で営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、このような状況を解消するため、以下の対応策への取り組みを計画及び実施しております。

##### 1. リチウムイオン電池及びニッケル水素電池向け材料事業の最適化

- ①民生用途及び環境対応車用途のリチウムイオン電池向け新製品が本格的に販売に寄与し始めていること等により販売数量は増加しております。その増産に際しては既存設備を最大限活用することで設備稼働率の向上を図ってまいります。
- ②品質の弛まぬ向上及び徹底した合理化の追求を図ってまいります。
- ③次世代リチウムイオン電池向け正極材料の開発と事業化の早期実現を図ってまいります。

##### 2. コスト競争力の強化

- ①製品の主原料であるニッケル、コバルト及びマンガンを並びに補助原料、包装材料の調達コストの削減を図ってまいります。
- ②既存設備の生産効率の向上及び製法・工法の改良を織り込んだ低コスト設備の開発による設備投資金額の削減を図ってまいります。
- ③不良品の発生抑制及び在庫管理の徹底による生産効率の改善を図ってまいります。
- ④間接費の適正化に向け徹底的な削減を図ってまいります。

なお、当社はかねてより資本業務提携関係にあった住友化学に対して第三者割当増資を行い、住友化学が保有する当社普通株式の割合は50.1%となり、当社は住友化学の子会社となりました。これにより今後必要となる設備投資資金の調達とともに住友化学からの役職員の派遣等を通じた人材交流や経営ノウハウの注入等により、技術、製造、販売、購買等の各分野での一層のシナジー効果を追求出来る体制となっており、今まで以上に次世代リチウムイオン電池正極材料である共同開発製品の開発及び事業化に向けた取り組みを加速させてまいります。

以上の対応策を講じ、早期の営業利益の黒字化を達成し、当該重要事象等が解消されるよう取り組むことにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(5) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社は、二次電池用の正極材料の製造販売を主な事業としております。

(6) 主要な事業所及び工場 (平成29年3月31日現在)

本社・福井工場 福井県福井市白方町45字砂浜割5番10  
大阪支社 大阪府大阪市中央区久太郎町1丁目6番26号  
船場L Sビル10階  
東京事務所 東京都品川区東五反田1丁目10番7号  
アイオス五反田4階

(7) 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
184名(38)	9名増	37.6歳	9年11ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)三菱東京UFJ銀行	860百万円
(株)福井銀行	800
(株)三井住友銀行	750
(株)北陸銀行	380
(株)福邦銀行	210

## 2. 株式の状況（平成29年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 普通株式 47,000,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 25,350,800株

(注)第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が10,500,000株増加しております。

(3) 株主数 8,570名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
住友化学株式会社	12,700,000株	50.10%
田中保	1,264,200	4.99
株式会社三菱東京UFJ銀行	460,000	1.81
田中浩	387,000	1.53
株式会社福井銀行	300,000	1.18
住友商事株式会社	250,000	0.99
住友生命保険相互会社	210,000	0.83
田中弘	207,500	0.82
五味大輔	200,000	0.79
田中学	171,000	0.67

(注) 持株比率は自己株式（1,037株）を控除して計算しております。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成29年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	田 中 保	
取締役 専務執行役員	茂 莉 雅 宏	経営管理・営業担当
取締役 執行役員	嶋 川 守	総務人事・情報開示・製造担当
取締役 執行役員	田 中 学	技術担当
取締役	久 野 和 雄	ニチエス㈱代表取締役社長
常勤監査役	大 嶋 哲 夫	
監査役	増 田 仁 視	アイテック㈱監査役・日華化学㈱監査役・越前市監査委員
監査役	篠 原 芳 明	東京地方裁判所労働審判員

- (注) 1. 取締役久野和雄氏は、社外取締役であります。  
 2. 上記監査役3名は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役久野和雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 増田仁視氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	5名	75,420千円
監 査 役	3	17,952
合 計	8	93,372

- (注) 1. 社外取締役1名及び社外監査役3名に対する報酬等の総額は22,272千円であり、上記報酬等の額に含まれております。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月27日の第52期定時株主総会において年額150,000千円以内と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成8年6月20日の第40期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。



### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役久野和雄氏は、ニチエス株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社はニチエス株式会社との間には特別の関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役増田仁視氏はアイテック株式会社及び日華化学株式会社の監査役、及び越前市監査委員を兼務しております。なお、当社はアイテック株式会社、日華化学株式会社及び越前市との間には特別の関係はありません。監査役篠原芳明氏は東京地方裁判所労働審判員を兼務しております。なお、当社は東京地方裁判所の労働審判には関係がありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（21回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役久野和雄	20回	95.2%	—	—
監査役大嶋哲夫	21	100.0	14回	100.0%
監査役増田仁視	21	100.0	14	100.0
監査役篠原芳明	20	95.2	13	92.9

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- 取締役久野和雄氏は、当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席し、企業経営者の見地から議案の審議等につき適宜必要な発言を行っております。
- 監査役大嶋哲夫氏は、取締役会21回全てに出席している他、その他の重要な社内会議にも出席し、取締役の職務執行状況を常時モニタリングしております。また当該事業年度に開催された監査役会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項に関する協議を行っております。
- 監査役増田仁視氏は、当事業年度に開催された取締役会21回全てに出席し、公認会計士としての専門的な見地からの意見・アドバイスを行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回全てに出席し、監査役としての経験に基づき、監査結果についての意見交換、

監査事項に関する協議を行っております。

- ・監査役篠原芳明氏は、当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席し、これまで培ってきたビジネス経験から会社運営に関する意見・アドバイスを行っております。また当事業年度に開催された監査役会14回のうち13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査事項に関する協議を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、各社外役員との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 5. 業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること（以下「コンプライアンス」という。）を確保するための体制として、取締役会、社外取締役、監査役会、内部監査部門並びにコンプライアンス委員会がそれぞれの機能を最大限に発揮しつつ相互に連携して目的の達成に努力する体制を基本といたします。

- ① 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備についての基本方針を決定するとともに、定期的に整備状況の確認を行います。
- ② 取締役会には、最低1名以上の社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持・向上を図ります。
- ③ 監査役会を構成する監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行を監査いたします。
- ④ 内部監査部門は、監査を通じて各部門の職務の執行が法令、定款並びに社内規程に適合していることを確認いたします。
- ⑤ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス管理規程及びコンプライアンスに関する規程の制定、改廃に関する取締役会への付議、コンプライアンスに関連する役職員の行動規範として「コンプライアンス・マニュアル」の整備並びに研修実施等により取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。また、役職員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合には、速やかにコンプライアンス委員会に報告される体制を構築しております。この体制には、匿名が保障された通報システムを活用しております。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、執行役員会議その他重要な会議の意思決定にかかわる情報、社長及び担当役員決裁その他の重要な決裁にかかわる情報を記録し、文書管理規程に従って保存・管理したうえ、必要な関係者が閲覧できる体制を構築しております。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営に関する重大な影響を及ぼすリスクを全体的に認識、評価、対応する仕組みを構築しております。とりわけ、リスク管理に関する規程を運用し、平時における事前予防体制と有事における迅速な対応並びに再発防止策を講じる体制のもと取り組んでおります。
- ② 内部監査部門は、全社のリスク管理状況をレビューするため、各部署のリスク管理状況を監査し、定期的に取り締り会及び監査役会に報告しております。
- ③ 当社経営におけるリスクのうち、収益に最も影響の大きい主原料価格リスクについては、営業部において価格リスクを持つ数量の把握を行う一方、経営管理部長の職務権限と責任を明確にし、経営管理部において包括的にその状況を把握する体制のもと取り組んでおります。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の職務権限、意思決定ルール及び経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っております。

- ① 取締役会は、取締役の職務執行が効率的に行われるよう職務権限（取締役に対する権限委譲を含む。）と意思決定ルールを関連社内規程に定め、権限と責任を明確にいたします。これらの社内規程の改廃は取締役会の決定によります。また、業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて、業務の効率化を推進いたします。
- ② 取締役会は、中期経営計画を策定するとともにその執行を監督いたします。毎事業年度においては、中期経営計画との整合性を持たせた年度事業計画と部門別重点施策を策定、各部門を担当する取締役はその実現のための最も効率的な業務執行体制を決定するとともに、その執行に責任を持ちます。

(5) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する使用人（以下「監査役スタッフ」という。）として適切な人材を配置いたします。

(6) **前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役スタッフの適切な職務遂行のため、監査役スタッフは取締役の指揮命令を受けないものといたします。

(7) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告、情報提供を行うものといたします。

(8) **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は「コンプライアンス管理規程」及び「内部通報細則」を定め、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いをしない体制を整えております。

(9) **監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係ないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

(10) **その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ちます。
- ② 取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力いたします。
- ③ 取締役は、監査役職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備いたします。

## (11) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及びその整備状況

### ① 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、また不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応することといたします。

### ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力との関係を遮断する取組みを一層推進するため、対応統括部署を総務人事部と定め、不当要求防止責任者を配置するとともに社内体制の整備・強化を図っております。また、総務人事部を窓口として平素より所轄警察署及び外部専門機関などと連携することにより反社会的勢力の排除に向けた情報収集並びに共有化に努め、社内への周知徹底及び注意喚起を行っております。

## (12) 業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要

① 取締役会を21回開催し、社外取締役及び監査役出席のもと、法令等に定められた事項や経営方針等の重要事項を決定いたしました。

② 監査役会を14回開催し、監査方針及び監査計画を協議・決定し、また取締役の職務の執行や法令及び定款等の遵守状況について監査をいたしました。

③ 内部監査部門は内部監査実施計画に基づき、財務報告に係る内部統制の評価及び業務監査を実施いたしました。

④ 法令等の遵守を徹底するため、全役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施いたしました。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために

必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から経営を負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

## (2) 不適切な支配の防止のための取組みの概要

### ① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社製品の主要市場である二次電池市場は、省エネルギーや環境配慮の観点から、ノートパソコンやスマートフォンを含む携帯電話等の民生用途だけでなく、環境対応車用途でも中長期的に飛躍的な拡大が予測されています。一方では、このような需要の伸びが期待されている市場であるために、国内外の企業が市場に新規参入し、競争が激化する環境となってきました。当社としては、これらの拡大する市場に対し、会社全体が一体となった取組みを行うことにより、競合他社と差別化する製品開発をもとに、市場及び顧客のニーズにあった戦略の実行を目指しております。そこで、中長期的な経営の基本方針は、将来性・成長性の高い二次電池市場を背景に、飛躍的な事業拡大と、同時に堅固な経営体質を併せ持つ持続的企業を実現することにあります。

中長期的な経営の基本方針における具体的施策は、①新規用途展開が図られている民生用途、並びに販売数量が本格化してきている環境対応車用途を中心としたリチウムイオン電池向け材料事業に対しては、研究開発に経営資源を集中させて取り組んで参ります。②①記載の対象製品に対しては当社が既に投資している設備の稼働率を更に向上させることにより、最適な生産体制を構築してまいります。③ニッケル水素電池向け材料事業に対しては、環境対応車用途を中心に安定した品質の弛まぬ向上及び徹底した合理化追及により最適化を図ってまいります。④コスト競争力の強化につきましては、主原料及び補助原料等の調達コスト削減、既存設備の生産効率向上及び製法・工法の改良を織り込んだ低コスト設備の開発による設備投資金額の削減、在庫管理の徹底による生産効率の改善など全社を挙げて取り組んでまいります。⑤会社の持続的な成長を考慮した強靱な組織運営及び人材育成に力を入れてまいります。その結果として社員にとって一層魅力のある職場環境の実現とモチベーション向上に努めてまいります。

これらの中長期的な経営戦略を着実に実行することで、当社の持つ経営資源を最も有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の一層の

向上に資することができると考えております。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年5月15日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するとともに「当社企業価値の源泉」の毀損を防ぎ企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。）を継続することに関して決議いたしました。

本プランは、平成26年6月20日開催の当社第58期定時株主総会において、その有効期間を平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとする旨について株主の皆様のご承認をいただいております。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）の中から、当社取締役会決議に基づき選任された当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」という。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。



### (3) 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

当社の中長期的な経営の基本方針は、企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的として策定されたものであります。

また、本プランは、株主総会において変更または継続の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更または継続されることになり、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっていること、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置していること等、その内容において合理性・客観性が担保され、当社取締役会の恣意的判断を排除する仕組みが講じられていることより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであり、当社役員の地位の維持を目的としたものではありません。

当社取締役会としては、いずれも当社の基本方針に沿うものであると判断しております。

(注) 本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tanaka-chem.co.jp/>) に掲載しております平成26年5月15日付ニュースリリースをご覧ください。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,845,714</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,027,406</b>
現金及び預金	1,521,968	支払手形	97,937
受取手形	2,678	買掛金	1,978,048
電子記録債権	214,261	1年内返済予定の長期借入金	300,000
売掛金	1,707,784	リース債務	134,726
製品	976,361	未払金	358,463
原材料	888,588	未払法人税等	30,354
仕掛品	1,073,883	賞与引当金	95,347
貯蔵品	18,964	設備関係支払手形	2,743
前渡金	221,941	その他	29,785
関係会社預け金	3,000,000	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,017,913</b>
その他	219,282	長期借入金	2,700,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,953,248</b>	リース債務	269,878
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>3,819,006</b>	繰延税金負債	8,045
建物	1,109,699	退職給付引当金	8,872
構築物	57,087	資産除去債務	29,977
機械装置	1,425,024	その他	1,139
車両運搬具	247	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,045,320</b>
工具器具備品	35,180	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	1,125,321	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,737,446</b>
建設仮勘定	66,444	資 本 金	5,779,021
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>14,883</b>	資 本 剰 余 金	3,286,500
電話加入権	1,947	資 本 準 備 金	3,286,500
ソフトウェア	12,128	利 益 剰 余 金	△1,326,059
その他	808	その他利益剰余金	△1,326,059
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>119,358</b>	繰越利益剰余金	△1,326,059
投資有価証券	75,195	<b>自 己 株 式</b>	<b>△2,015</b>
長期貸付金	1,228	評 価 ・ 換 算 差 額 等	16,195
保証金	33,810	その他有価証券評価差額金	16,195
その他	9,575	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,753,642</b>
貸倒引当金	△451	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>13,798,962</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>13,798,962</b>		

# 損 益 計 算 書

(自 平成28年 4 月 1 日)  
(至 平成29年 3 月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		13,254,385
売 上 原 価		12,388,412
売 上 総 利 益		865,972
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,272,638
営 業 損 失		406,665
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,086	
そ の 他	7,435	10,522
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	85,745	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	38,641	
株 式 交 付 費	58,631	
為 替 差 損	68,525	
そ の 他	6,814	258,358
経 常 損 失		654,502
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	52,000	
そ の 他	85	52,085
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2,106	
固 定 資 産 除 却 損	348	
固 定 資 産 圧 縮 損	33,731	36,187
税 引 前 当 期 純 損 失		638,604
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,037	
法 人 税 等 調 整 額	32	2,070
当 期 純 損 失		640,674

# 株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日)  
(至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	2,492,521	-	-	△685,384	△685,384
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	3,286,500	3,286,500	3,286,500		
当 期 純 損 失				△640,674	△640,674
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	3,286,500	3,286,500	3,286,500	△640,674	△640,674
当 期 末 残 高	5,779,021	3,286,500	3,286,500	△1,326,059	△1,326,059

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	△2,015	1,805,121	10,526	10,526	1,815,648
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行		6,573,000			6,573,000
当 期 純 損 失		△640,674			△640,674
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)			5,668	5,668	5,668
当 期 変 動 額 合 計	-	5,932,325	5,668	5,668	5,937,994
当 期 末 残 高	△2,015	7,737,446	16,195	16,195	7,753,642

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② デリバティブ

時価法

#### ③ たな卸資産

製品・仕掛品・原材料

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 7年～47年

機械装置 2年～17年

#### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

#### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額から年金資産額を控除した金額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算は、退職給付債務の額を原則法に基づき計算し、当該退職給付債務の額と年金財政計算上の数理債務との比（比較指数）を求め、直近の年金財政計算における数理債務の額に比較指数を乗じた金額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の処理方法 税抜方式を採用しております。

## 2. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当事業年度の計算書類に与える影響額は軽微であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	1,105,720千円
土地	1,125,321
投資有価証券	38,291
計	2,269,334千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	300,000千円
長期借入金	2,700,000
計	3,000,000千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 16,278,582千円  
(3) 当事業年度において国庫補助金等の受入れにより圧縮記帳を行った額

機械装置	29,800千円
工具器具備品	3,930
計	33,731千円

固定資産にかかる国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額

建物	299,036千円
構築物	10,789
機械装置	2,522,518
車両運搬具	2,540
工具器具備品	35,686
ソフトウェア	561
計	2,871,133千円

- (4) 電子記録債権譲渡高 302,543千円

(5) 財務制限条項

当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約(借入残高3,000,000千円)には、次の財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

平成29年3月以降に終了する各年度の決算期の末日における借入単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入単体の貸借対照

表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。

本契約締結日以降、全貸付人の貸付義務が終了し、かつ借入人が貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、住友化学株式会社の借入人に対する出資比率が50.1%以上に維持されるようにすること。

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	14,850,800	10,500,000	-	25,350,800

(注) 発行済株式の総数の増加は、第三者割当による新株式の発行によるものであります。

##### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	1,037	-	-	1,037

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の商取引管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度毎に把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、当該企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金及び設備関係支払手形は、1年以内の支払期日です。

営業債務、未払金、設備関係支払手形及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、資金担当部門が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,521,968	1,521,968	-
(2) 受取手形	2,678	2,678	-
(3) 電子記録債権	214,261	214,261	-
(4) 売掛金	1,707,784	1,707,784	-
(5) 関係会社預け金	3,000,000	3,000,000	-
(6) 投資有価証券	43,120	43,120	-
資産計	6,489,813	6,489,813	-
(1) 支払手形	97,937	97,937	-
(2) 買掛金	1,978,048	1,978,048	-
(3) 未払金	358,463	358,463	-
(4) 設備関係支払手形	2,743	2,743	-
(5) 長期借入金(*1)	3,000,000	3,000,000	-
負債計	5,437,192	5,437,192	-

(\*1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金、(5) 関係会社預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しております。

#### 負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払金、(4) 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の変動金利のため市場金利を反映し、また当社の信用状態は借入実行後大きく変化していないことから、時価は帳簿価格と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(貸借対照表計上額32,075千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(6) 投資有価証券」には含めておりません。



## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(流動の部)	
繰延税金資産	
賞与引当金	29,261千円
未払法定福利費	4,628
未払事業税	7,947
繰延税金資産小計	41,837千円
評価性引当額	△41,837
繰延税金資産合計	-千円
(固定の部)	
繰延税金資産	
退職給付引当金	2,702千円
ゴルフ会員権評価損	9,612
減価償却超過額	26,573
減損損失	434,540
資産除去債務	9,255
繰越欠損金	1,634,850
その他	485
繰延税金資産小計	2,118,019千円
評価性引当額	△2,118,019
繰延税金資産合計	-千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△952千円
その他有価証券評価差額金	△7,093
繰延税金負債合計	△8,045千円
繰延税金負債の純額	△8,045千円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.69%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.37
住民税均等割	△1.19
評価性引当額	△30.18
その他	0.72
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.32%

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	住友化学(株)	(被所有) 直接 50.1	株式の被所有出向者の受入	第三者割当増資	6,573,000	—	—

(注) 平成28年8月31日開催の取締役会において決議された第三者割当増資により、一株につき626円で当社株式10,500,000株を引受けたものであります。

### (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	住化ファインナンス(株)	—	— 資金の預入	資金の預入	7,000,000	関係会社預け金	3,000,000
				資金の払戻	4,000,000		

(注) 関係会社預け金の金利につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 305円87銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 33円33銭  |

## 9. その他の注記

(退職給付会計)

### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

### (2) 確定給付制度

#### ① 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	23,045千円
退職給付費用	39,131
制度への拠出額	△53,304
退職給付引当金の期末残高	8,872

#### ② 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	621,476千円
年金資産	△612,603
	8,872

退職給付引当金	8,872
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,872

#### ③ 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	39,131千円
----------------	----------

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

\*記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社田中化学研究所

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 芝 田 雅 也 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 高 村 藤 貴 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社田中化学研究所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人である有限責任監査法人トーマツからその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規定に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部検査室等その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、執行役員会議、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部検査室及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人である有限責任監査法人トーマツが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、有限責任監査法人トーマツからその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、有限責任監査法人トーマツから「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)」を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成29年 5月12日

株式会社田中化学研究所 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	大 嶋 哲 夫 ㊞
社外監査役	増 田 仁 視 ㊞
社外監査役	篠 原 芳 明 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款の一部変更の件

#### 変更の目的

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更され、「業務執行を行わない取締役」及び「社外監査役でない監査役」との間で責任限定契約を締結することができることとなった為、現行定款 第31条（取締役の責任免除）及び第42条（監査役の責任免除）を変更するものであります。

また、表現の明確化及び文言の整備その他所用の変更も行います。

なお、これらの変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

変更の内容は別表のとおりであります。

#### 【別表】

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（取締役の任期） 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>（取締役の任期） 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>（取締役の責任免除） 第31条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>	<p>（取締役の責任免除） 第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に定める取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度額の範囲内で免除することができる。</u></p>



現行定款	変更案
<p data-bbox="137 185 552 390">2 当社は社外取締役との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p data-bbox="137 545 297 568">(監査役会規程)</p> <p data-bbox="137 582 204 604">第40条</p> <p data-bbox="137 618 552 712">監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p data-bbox="137 833 340 855">(監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="137 869 204 892">第42条</p> <p data-bbox="137 905 552 1143">当社は、<u>取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>	<p data-bbox="574 185 988 427">2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p data-bbox="574 545 754 568">(監査役監査規程)</p> <p data-bbox="574 582 641 604">第40条</p> <p data-bbox="574 618 988 712">監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める<u>監査役監査規程</u>による。</p> <p data-bbox="574 833 777 855">(監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="574 869 641 892">第42条</p> <p data-bbox="574 905 988 1109">当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度額の範囲内で免除することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="136 185 549 390">2 当社は社外監査役との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p data-bbox="136 511 549 677">(会計監査人の任期) 第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="136 798 549 923">2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>	<p data-bbox="572 185 975 390">2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p data-bbox="572 511 975 677">(会計監査人の任期) 第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="572 798 975 821">2 (現行どおり)</p>

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	たなか たもつ 田中 保 (昭和22年10月8日)	昭和47年4月 株式会社日揮ユニバーサル入社 昭和52年3月 当社入社 昭和62年7月 当社取締役 平成4年6月 当社常務取締役 平成5年6月 当社専務取締役 平成6年5月 当社代表取締役社長 平成20年4月 当社代表取締役社長執行役員	1,264,200株
2	もがり まさひろ 茂 莉雅宏 (昭和27年10月2日)	昭和50年4月 住友商事株式会社入社 平成13年9月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 平成20年4月 当社取締役執行役員 平成24年7月 当社取締役常務執行役員 平成28年4月 当社取締役専務執行役員	12,800株
3	おお はた たか し 大畑 尚志 (昭和38年8月29日) (新任)	昭和62年4月 住友化学工業株式会社入社 平成6年7月 同社人事室 平成13年10月 同社情報電子化学業務室 平成16年10月 住友化学株式会社に社名変更 平成16年10月 住友化学シンガポール株式会社 出向 平成19年4月 住友化学株式会社情報電子化学 業務室 平成20年3月 同社光学製品事業部事業企画部 平成23年4月 住化電子管理（上海）有限公司 出向 平成27年7月 住友化学株式会社 情報電子化学業務室部長 平成28年12月 当社出向 当社副社長執行役員	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4	さか い もと ゆき 酒 井 基 行 (昭和36年8月14日) (新任)	昭和60年4月 住友化学工業株式会社入社 平成16年10月 住友化学株式会社に社名変更 平成19年6月 同社経理室部長(経理) 平成22年7月 同社技術・経営企画室部長 (総合企画) 平成25年4月 同社技術・経営企画室部長 (事業企画) 平成26年4月 同社執行役員就任 技術・経営企画室(事業企画、経 営企画、経営情報システム、関連 事業)担当 技術・経営企画室部長 (事業企画) 平成28年4月 同社執行役員 経営管理部、 エネルギー・機能材料業務室担当 平成29年4月 同社執行役員 エネルギー・ 機能材料業務室担当	0株
5	く の かず お 久 野 和 雄 (昭和25年4月2日)	昭和48年4月 三宝伸銅工業株式会社 (現 三菱伸銅株式会社)入社 昭和57年3月 同社取締役 平成8年3月 同社代表取締役副社長 平成8年10月 同社代表取締役社長 平成13年3月 同社取締役会長 平成14年3月 同社取締役相談役 平成14年6月 ニチエス株式会社代表取締役社 長(現任) 平成15年6月 当社取締役(現任) 平成20年3月 三宝伸銅工業株式会社取締役相 談役退任	10,000株

- 注1. 各取締役候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 住友化学株式会社は当社の親会社であり、住友化学シンガポール株式会社、住化電子管理（上海）有限公司は当社親会社の子会社であります。
  3. 大畑尚志氏、および酒井基行氏の現在および過去5年間の住友化学株式会社および同社の子会社における地位および担当は、上記に記載のとおりであります。
  4. 取締役候補者久野和雄氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、当社は、久野和雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  5. 久野和雄氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。  
同氏の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  6. 久野和雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって14年となります。
  7. 第1号議案の定款の一部変更が承認された場合、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができるようになります。  
当社は、社外取締役候補者である久野和雄氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。  
また、業務執行を行わない取締役候補者である田中保氏と酒井基行氏の選任が承認された場合、両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。  
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とします。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

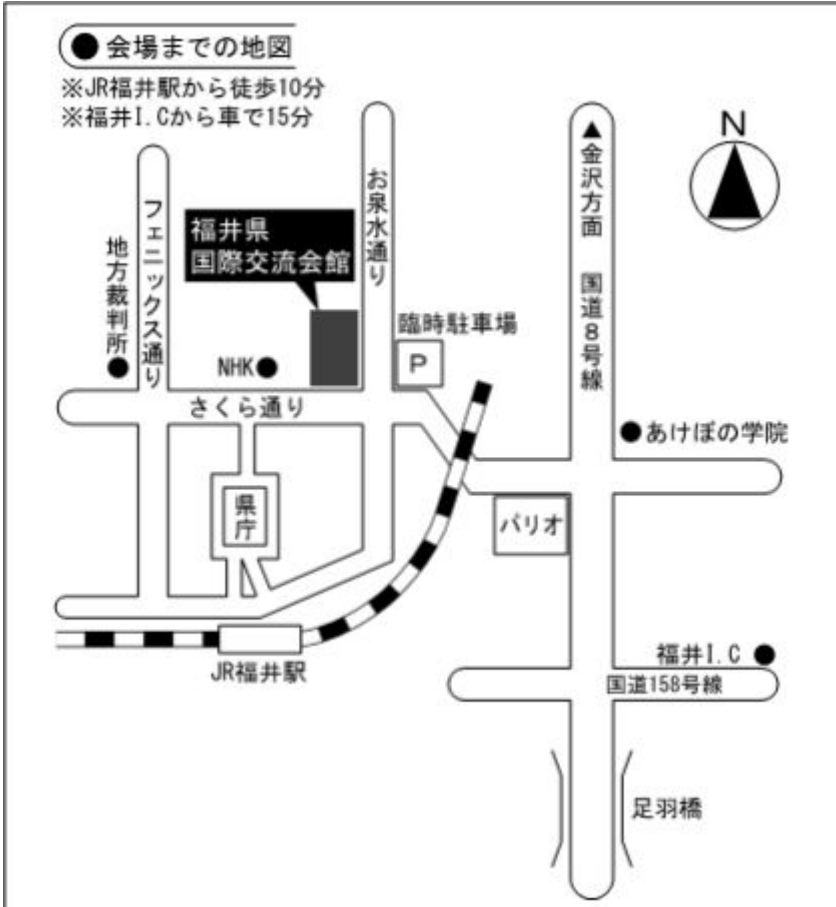
氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
わた なべ じゅん 渡部 惇 (昭和22年11月1日)	昭和45年9月 司法試験合格 昭和48年4月 東京地方検察庁検事任官 昭和59年7月 駐米国日本大使館一等書記官 平成4年4月 法務省刑事局参事官 平成5年7月 法務省刑事局国際課長 平成7年8月 退官 平成7年10月 弁護士登録 平成14年5月 渡部法律事務所開業(現任) 平成19年6月 東ブレ株式会社監査役(現任)	0株

- 注1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 渡部惇氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 渡部惇氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は同氏は社外監査役として以外に会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた法律知識や経験を当社の監査体制に活かしていただくために、社外補欠監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。渡部惇氏が監査役に就任された場合、同氏の間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

福井県福井市宝永3丁目1-1  
福井県国際交流会館 B1 多目的ホール  
電話 (0776) - 28-8800



※お車でご来場の際は、お手数ながら、臨時駐車場（会場向い側）をご利用いただきますようお願い申し上げます。